

Title	石川明編著 『EC統合の法的側面』
Sub Title	Akira Ishikawa (ed.) "Die rechtlichen Probleme der Europäischen Union"
Author	大濱, しのぶ(Ohama, Shinobu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.11 (1994. 11) ,p.175- 183
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19941128-0175">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19941128-0175</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

石川 明 編著

『EC統合の法的側面』

—

本書の趣旨については、編者である石川明教授が序文のなかで極めて平易且つ的確に説明をされている。そこで、まず同教授による説明に基づいて本書の構成全般についてみておくことにする。本書は石川明教授・桜井雅夫教授をはじめとする慶應義塾関係のEC法研究者が集まって一九九二年の春から活動を開始した慶應EC法研究会の、初年度の研究成果を一冊にまとめたものということである。EC法に関する八本の論文が収録され、各論文毎に一つの章を構成する体裁をとっている。こうした体裁をとるのは、各論文の内容が個別的で、EC法ということ以外に特別に一貫したテーマがあるわけではないことによると思われるが、テーマの統一が図られていないことについては、とくに石川教授が次のように説明されている。「(研究会の)

各構成員の専門も関心も多様であるため……各自、自由に最も関心の深い主題について順次報告し、これを中心に全員で検討するという形式をとった。研究会を永續させるには、それが最善の方法と考えたからにはかならない。……ほんらいならば各テーマにつき論文が数編たまってからこれらをテーマ別にまとめて出版するのがよいのかもしれない。しかしながら、EC並びにEC法は極めて流動的で発展過程にある。そのため研究成果は順次発表していくのがよいと考えて、本書を刊行することにした」。このように研究活動の方式及びEC法の性格に鑑みると、またとくにわが国ではEC法の研究が始まってまだ日が浅いことも照らし合わせてみれば、本書のような行き方も十分に首肯できよう。翻って、収録論文相互に関連性が全くないとも言い切れない。執筆時期が概ね一九九二年春頃から一九九三年夏頃迄であることもあって、一九九二年二月七日に調印された後の各国の批准手続が難航して動向が注目された欧州連合(EU)条約いわゆるマーストリヒト条約を扱ったものが多い。第一論文はマーストリヒト条約を直接のテーマにするもので、第二論文をはじめ他の論文も多かれ少なかれマーストリヒト条約に言及するものである。なお、周知のようにマーストリヒト条約は一九九三年一月一日より発効したが、本書の収録論文では同条約につき調印後発効前の状態——論文により異なるが、遅くとも英国が批准手続を完了した同年八月三日頃迄の状態——を前提にしていると思われる。

以下、各論文の内容を紹介する。

二

第一章は、ザールラント大学ヨーロッパ研究所所長ゲオルク・レス教授の「欧州連合とその欧州諸共同体との関係の新たな法的性質」と題する論文で、石川明教授が翻訳を担当されている。この論文は、一九九二年三月二九日のレス教授に対する慶應義塾大学名誉法学博士号授与に際する記念講演の原稿に当たり、マーストリヒト条約が従来のEC法に与える様々な影響について全般的に分析されたものである。マーストリヒト条約の調印の直後に発表されただけに、マーストリヒト条約の評価に関する論文の中でも、殊に先駆的なものとして格別な意義が認められよう。

まず、序説では、マーストリヒト条約により欧州諸共同体即ち従来のECの法的構成に新たな性質が付与されることとなったとされ、とくに同条約によりEC法に連邦国家法的性質が付与されたと認められるかが問題となりうることを示唆される。次いで、マーストリヒト条約前のEC法について、その発展を支えた指導原則を分析され、その上で、マーストリヒト条約の内容について考察される。まず、同条約で創設された欧州連合の法的性格を採り上げ、独自の新しい国際組織と評価され、法人格については、国際法上と国内法上のそれに区別されたうえで、いずれも肯定される一方、司法審査の限界に鑑み完全な

法的連合とはいえないとされる。次に欧州連合の権限については、マーストリヒト条約F条三項を根拠に個別授権ではなく一般的授権と解釈される。マーストリヒト条約で導入された連合市民権については、国籍との差異が考察され強調される一方で、とくに統合のプロセスに寄与する意義を高く評価される。欧州連合とECの関係については、EC法令の蓄積の維持と発展が連合の目標であると同時に連合構成原理であることが強調されている。次にマーストリヒト条約の問題点として、民主主義の見地から重大な欠陥が存するとし、欧州議会の権限の制限に関する諸問題を中心に、欧州議会の選挙権の平等、政党、強制金の執行方法、ドイツの連邦主義との関係、補完性原理、経済通貨統合等に関する問題点が指摘されている。更に、基本権の保護についてマーストリヒト条約F条二項を評価し、また法令の接近に関し、EC条約一〇〇b条による等価値性承認の原則に注目される。最後に、結論として、マーストリヒト条約による欧州連合の創設、とくに連合市民権の導入を統合の進展として高く評価され、この方向に進む限り、近い将来にも連邦国家に至る可能性を示唆される一方、新たな国の加入には消極的な立場を採られるようである。

三

第二章は、岡田俊幸講師の「マーストリヒト条約とボン基本法の改正」と題する論文で、題名から明かなように、ドイツに

おけるマーストリヒト条約の批准のためのボン基本法の改正に関するものである。このボン基本法の改正は複数の箇所に及んでいるが、この論文では、主要な改正点のうち、欧州連合（EU）に関する事項について連邦参議院（ラント（州）の代表から構成される議院）の権限の強化を主たる狙いとする二三条及び、EC構成国国民に対して地方選挙における選挙権及び被選挙権を付与する二八条の改正が採りあげられている。この二つの条文の改正の経緯について、とくにその政治的背景を明らかにすることを目的として、連邦参議院憲法改革委員会及び連邦議会・連邦参議院合憲法委員会の議事録に基づき、非常に丁寧かつ詳細な紹介がなされている。

二三条の改正については、まずマーストリヒト条約による統合の進展に対し自己の権限喪失の危機意識を強くするラントとラントの権限強化により統合政策に関する連邦の行動能力が弱体化するのを懸念する連邦の利害対立が、同条の問題の基本となっていることが指摘されている。そのうえで、国際機関に対する主権委譲を定める基本法二四条一項の他にとくにEUに対する主権委譲を定める条項として二三条を創設するに至った経緯、EUに関する連邦の意思形成過程に関するラントの関与のあり方及びEUに関してラントがドイツを代表して権利行使をすることに關する議論の内容について紹介され、最後に、ラントの権限強化を認めた本改正はラント及び連邦主義の勝利とする見方がある一方、統合についてのドイツの行動能力の低下を

懸念する見方もあることが紹介されている。二八条の改正については、国籍を有しない構成国に居住する構成国国民に対し、居住する構成国の地方選挙の選挙権及び被選挙権を認める条項がマーストリヒト条約に含まれることとの関係で、改正が必要とされたものの、この改正問題を機に外国人の選挙権の問題をめぐる従来からの政党間の対立が再び顕在化したこと、即ち地方選挙の選挙権及び被選挙権を付与する範囲をEC構成国国民に限定すべきであるとするキリスト教民主同盟（CDU）及び社会同盟（CSU）と、EC構成国国民に限らず広く外国人に認めようとするドイツ社会民主党（SPD）の対立が問題となつたことが示されている。そのうえで、選挙権及び被選挙権を構成国国民に限定することで決着をみた改正に対する評価として、筆者は、CDU及びCSUの政治的勝利であるとしつつも、SPDが構成国国民以外の外国人に対する選挙権の付与を改めて議論する旨の合意を取りつけたことに鑑み、前記勝利は「さしあたりの」ともとみるべきことを指摘される。

#### 四

第三章は、安江則子講師の「EC統合と議会制——ECレベルの代議制民主主義の可能性——」である。この論文は、ECの政策形成の場面における構成国の国家議会の役割に注目し、構成国議会を通じてECの民主化を図ろうとする近時の動向について紹介及び検討されたもので、大変明快で示唆に豊む。

まずこの問題の背景は次のように分析されている。即ち、ECの民主化の方法として従来問題にされてきたのは、専らヨーロッパ議会の権限強化であったが、単一欧州議定書やマーストリヒト条約によるECの権限の飛躍的拡大に伴い、構成国の議会が重要な政策決定から疎外されるとの懸念、議会制民主主義が損なわれるとの批判が強まって、構成国議会の役割が見直され、ECの政策形成に構成国議会の立場を反映させていくことが、ECの民主化を図る新たな方法として注目されるようになった、ということである。ECの政策形成に構成国議会が関与していく態様としては、自国政府のEC政策を議会としてコントロールしていく第一の方向と、ヨーロッパ議会との関係の強化を以てECレベルの政策決定に間接的に関与していく第二の方向があるとされ、本論では、それぞれの方向に関し、注目すべき諸制度の現状ないし改革の状況について紹介がされ、検討が加えられている。第一の方向に関しては、フランスにおける議会の権限強化の経緯及び、イギリスを中心に各国の議会内委員会の現状が採り上げられている。第二の方向に関しては、ヨーロッパ議会と構成国議会の関係の現状を把握するための手掛かりとして、ヨーロッパ議会の政治グループが採り上げられ、更に、ヨーロッパ議会と構成国議会の関係強化のために両議会の会合で次々と具体的な施策が採択された経緯が紹介されている。こうした構成国議会の役割を再評価する動向について、著者は次のようにみている。EC機関と構成国機関のいわゆる縦

の連携は理事会・委員会・裁判所につき既に見られるものであるが、議会に関してはまだ始まったばかりであって、その効果は未知数で、却って統合のブレーキとなる可能性も考えられるが、結局ECの政策決定に議会制民主主義的な正当性を付与することは統合過程における歴史的要請であろうとされ、これを高く評価されている。

## 五

第四章は、石川明教授の「欧州共同体第一審裁判所の現状」である。これは、ボン大学欧州経済法研究所における Hans-Jürgen 博士の一九九二年一月二七日の講演原稿に基づいて、EC第一審裁判所の活動開始から約二年間の活動状況について、数字を多用する等して非常に具体的に紹介され、鋭い分析を加えたうえで、EC第一審裁判所の根本的な問題の所在を示唆されたものである。石川教授はこの論文に先駆けて、「欧州共同体第一審裁判所の設置・管轄・構成」と題する論文を発表されており、この論文は同教授のEC第一審裁判所の研究の一環として前掲論文の統編を成すものともいえる。

EC第一審裁判所の活動状況の紹介及び分析は、機能と管轄、事件数等、組織と構成、審理の重点、上訴手続の五項目に分けて行われている。機能と管轄の項では、まずEC第一審裁判所の設置目的が主としてEC裁判所の負担軽減に求められ、更にこのことが欧州市民の権利保護の強化に結びつけられていたこ

とに言及され、次に管轄の制限が採り上げられ、現状に鑑みると管轄配分の問題があることが指摘される。事件数等の項では処理状況が統計的に紹介され、この点からみると第一審裁判所の設置はEC裁判所の負担急増を回避したにせよ、負担軽減に大きく貢献しているとはいえないことが指摘されている。組織と構成については、EC裁判所との制度的位置関係につき問題があることが示唆されている他、裁判部や法務官職の委嘱に関して考察がされている。審理の重点の項では、最上級裁判所たるEC裁判所はとくに法律審の役割に重点が置かれるのに対し、下級裁判所たるEC第一審裁判所は事実審としての役割に重点が置かれると分析され、こうした役割の差異が作業方法及び判決のスタイルに関する差異を生み出していること、事実審としての権利保護の機能については評価できること等が指摘される。上訴手続の項では、上訴事件の処理状況が紹介され、上訴件数はそれほど多くはなく、上訴件数増加でEC裁判所の負担が変わらぬとの予測は当たっていないことその他、将来の許可上訴制度に繋がる可能性等も指摘されている。こうした考察を踏まえ、EC第一審裁判所の現状につき設置本来の目的に貢献しつつ機能していること一応の評価はされつつも、必ずしも第一審裁判所の設置によりEC裁判所の負担が軽減されたとは断言できず、その理由はECの統合発展に伴うEC裁判所の管轄事件の急増にあることを指摘され、第一審裁判所の設置の仕方に応急処置的な色彩が強いことを批判されると共に、近い将来におけるE

C裁判所と第一審裁判所の関係の根本的な再検討の必要性を示唆される。

## 六

第五章は駐日欧州委員会代表部の高橋甫氏の「EC労働法の現状と展望」である。これは、ECの労働政策に関する法的側面つまり立法的措施について体系的に整理して考察されたもので、とくに実務家による研究として貴重なものである。

まず冒頭で、ECの社会労働政策を研究する意義として、ECにおいてとくに近年重要性を増していることその他、近年日・EC間の対話に労働問題が加わったように、日本企業の対EC諸国直接投資の拡大等を背景としてECの労働政策は日本との関係を強めていることが指摘される。次にEC労働法の性格として、ローマ条約の社会政策に関連する諸規定（社会条項）及びECレベルの労働立法として実際に重要な役割を果たす指令について紹介されたうえで、EC労働法の内容即ちECレベルの社会労働立法活動の変遷が、年代を追う形で考察される。まず、EC発足当時の社会労働立法は、ローマ条約の社会条項によるものではなく、共同市場創設のための障害除去の一環として、労働者及びその家族のEC諸国内の自由移動に関するものに集中し、この種の法整備が一段落した一九七〇年代半ばからは、労働者の男女差別の廃止に関する立法と、失業の深刻化に伴う雇用の確保及び労働者の権利保護に関する立法が課題にな

つたとされる。次に一九八五年のドロール委員長の就任を機に、ECレベルの労使対話の制度が発足すると共に、域内市場統合計画の進展に伴いその「社会的側面」という概念が生み出され、単一欧州議定書では社会条項の修正が実現したこと、但し、労働立法には一部を除き進展がみられず、その原因として労働立法の多くに閣僚理事会の全会一致を要することが指摘されている。更に一九八九年には英国を除く一一カ国によりEC社会憲章が採択され、委員会は同時に社会行動計画を作成し、実施のための具体的な立法提案を行ったが、十分な成果は得られなかったこと、こうした社会憲章の実施の遅れ等を背景に、マーストリヒト条約では労働法の強化が図られ、ローマ条約の改正の他に、英国を除く一一カ国で社会憲章実施を目指す協定を付属議定書により合意したこと等が述べられている。とくにマーストリヒト条約による労働法強化につき、従来のEC労働法が共同市場創設のための障害除去の一環であったのに対し、労働基本権の確立の理念に基づく新しいEC労働法の登場であるとして高く評価される。最後に、EC労働法の今後の発展につき、マーストリヒト条約の重要性、同条約により労働法体系が二重構造化されることその他、統合市場のための障害除去という経済的要請、EC市民権の一環としての労働基本権の確保、EC統合の基本原則となった補完性の原則の三要素の重要性が指摘されている。

## 七

第六章は桜井雅夫教授の「ECの外資規制法」である。これは、対EC諸国製造業直接投資に関するECの規制として、部品ダンピング防止税規則を中心に、これに関係の深い原産地認定規則も併せて採り上げ、それらの運用状況を極めて具体的に考察され、とくに日本企業及び在EC諸国日系企業にとって問題となる諸点を実践的に鋭く指摘されるものである。

最初に採り上げられているのは原産地認定規則で、EC諸国内で生産された製品及びEC諸国に輸出される製品の原産地を認定する一般的基準となる基本規則（理事会規則第八〇二／六八号）による原産地認定の仕組みと運用を中心に、特惠国が原産地である場合の優遇措置及び原産地証明書について紹介がされている。問題点に関しては、原材料や部品の一部を日本その他第三国から輸入して現地生産を行う在EC諸国日系企業の製品について原産地認定をめぐる紛争が多いことが指摘され、その要因として、原産地認定規則の運用が恣意的なことが示唆されている。更に、基本規則について、曖昧な点が多いこと、例えば同規則五条の原産地の認定基準が抽象的に過ぎ実務上無意味等の批判がされている。次に、本論文の主題たる部品ダンピング防止税規則（理事会規則第二四二／八八号一三条一〇項）が採り上げられる。これは、ダンピング防止税規則の追加修正部分で、ダンピング防止税の迂回を抑制するための方策であり、

日本企業の日本製部品の輸入についてダンピング防止税の徴収を拡大する結果となったと評されている。まず部品ダンピング防止税規則が適用されるための要件、委員会が適用除外の裁量権を有することや税率・税額・徴税方法の仕組みが紹介され、続いて、この規則の適用状況として、申立て・課税対象とされた產品・問題とされた会社・手続・税率等について運用の実態が紹介されている。更にこの規則の問題点に関して、ダンピング算定方法の問題、部品の概念の不明確性及びガット紛争処理小委員会がこの規則をガット違反としながら効力を否定していないことの不当性の三点が強調されている。最後にこの論文の結論として、部品ダンピング防止税規則は運用に関するEC当局の裁量の幅が広すぎるため投資環境に悪影響を及ぼすこと、原産地認定規則の原産地認定基準に関して日EC間に調整困難な差異が存すること、部品ダンピング防止税規則がガット（内国の規則に関する内国民待遇を定める三条四項及び五項並びに一般的最恵国待遇に関する一条一項）違反であること、日本企業に対する報復的・恣意的な外資規制は問題の根本的解決に繋がらないことを挙げ、とくに部品ダンピング防止税規則をガット違反としてその廃止を求めることの必要性を提言される。

八

第七章は庄司克宏講師の「欧州共同体における基本権の保護——『人権共同宣言』の採択と意義——」である。これは、EC

における基本権保護の研究の一環として、その副題が示すように、一九七七年四月五日に欧州議会・理事会・委員会の三つの機関により行われた人権共同宣言について、優れた洞察力をもって、採択の背景及び過程を考察し、この宣言の意義を明らかにされたものである。

まず人権共同宣言採択の背景については、一九七四年にドイツ連邦憲法裁判所が、ECにおける基本権目録の欠如を理由としてドイツ憲法の基本権規定がEC法に優越すると判示したことに對し、ECとしてはEC法の国内法に對する優越性を擁護すると共に、ECの基本権目録欠如という指摘に對して対応策を講ずる必要に迫られたという経緯が紹介され、こうした目的のもとに人権共同宣言が採択されたことが指摘される。次に、人権共同宣言採択に至る過程について、とくに欧州議会及び委員会の行動を中心に考察が進められる。まず、ECの基本権保護のあり方に関しては、欧州議会がドイツの前記判決前より問題を提起していたことが注目される。続いて、この欧州議会の要請を受けて基本権保護の問題を検討中であつた委員会が、ドイツの前記判決を機に、マックス・プランク研究所のベルンハルトによる構想を採用し、基本権保護につき基本権目録の制定ではなくEC裁判所の判例法による方式をとりながら、基本権目録の欠如に對する対応策としてECの三つの機関による基本権尊重に對する共同宣言を速やかに行うことを提言したところ、欧州議会もこれを支持した等の経緯が詳しく紹介される。こう

した経緯を総括する意味で、著者は、人権共同宣言を、欧州議会が委員会と密接に連携して行動して理事会の同意をとりつけた成果と評している。最後に、一九八六年にドイツ連邦憲法裁判所が、基本権目録の欠如に関する問題が人権共同宣言等で改善されたことを理由として、ドイツ憲法の基本権規定に対するE.C法の優越性を認める旨の判例変更をしたことが言及される。著者は、こうして人権共同宣言が当初の目的を達成し、ドイツ連邦憲法裁判所の判例変更に寄与したことを指摘し、この宣言が構成国の裁判所の支持を得ることで基本権目録の制定に比肩し得る成果を得たと高く評価されている。

## 九

最終の第八章は藤井まなみ講師の「マーストリヒト後のE.Cの国際私法と国際手続法」である。E.C域内の私法及び手続法の適用関係について、とくにマーストリヒト条約による影響に注意を払いながら、非常に要領よく考察を施し、問題点を指摘されたもので、ドイツの文献に基づいている。

マーストリヒト条約の内容に触れた後、E.C域内の私法の適用関係について採り上げる。まず、E.Cがとくに指令及び規則により構成国の私法を等質化する立法権限を有し、マーストリヒト条約でも権限を拡大したことに注目し、E.C域内の共通私法の体系が形成されつつあることが指摘される。但し、マーストリヒト条約による補完性原理の導入は各国国内法秩序の独立

性を強調することになるとする。また各国私法の等質化に最も頻繁に用いられるのは、各国に裁量の余地を残す指令であるため、完全な統一は行われないことに言及し、その限りでE.C域内の国際私法の存在意義があるとする。そのうえで、E.C独自の国際私法の要否が問題とされていることを指摘し、著者としては、各国の国際私法によるのではE.C法の目的に反する場合もあるにせよ、その場合は公序のように適用結果の修正の問題と考えるべきであろうとする。次に、E.C構成国でない第三国が関係する場合にはとくにE.Cの抵触法の適用の是非ないし適用の範囲について問題になることが指摘され、E.Cの抵触法を第三国との関係にも積極的に妥当せしめようとする立場も紹介されているが、著者は消極的である。また、国籍主義をめぐる議論として、国籍による差別禁止を根拠に住所地主義を是とする近時の見解に対し、マーストリヒト条約の連合市民権の有無が国籍により決定されること等を重視して国籍主義を再評価する見解を紹介する。最後にマーストリヒト条約による直接の変更を受けないが、E.Cの国際手続法として重要であることから、ヨーロッパ裁判管轄・執行に関するブリュッセル条約を採り上げ、近時の判例を中心に問題状況が紹介されている。具体的には、仲裁手続を適用除外とする同条約一条四号、債務の履行地の特別裁判籍を定める同条約五条一号、不動産所在地の専属裁判籍を定める同条約一六条一号・管轄の合意を定める同条約一七条の各条項が問題になった判例が採り上げられている。

本書は共同研究の成果として眺めれば、テーマの統一が図られていない点で物足りなさを感じるところがないわけではないにしても、そのような方式を採らざるを得なかった理由は前述のとおり説得力あるものであるし、翻って、各論文とも力作揃いで、ことに問題に対する誠実な取り組みの姿勢を強く実感せられるところは、テーマの選択を各人の全く自由に委ねる方式に負うところが大きいのではないかと思われる。なお、訳語の点で統一されていないことは、読者にとっては不便であり、問題にする余地もないわけではないが、訳語の統一を図らなかったのは、訳語に関しても各執筆者にそれなりの意図があり、これを尊重すべきであるとの考え方によるものと思われるし、そうであれば訳語の不統一はやむを得ないと思われる。本書を通読すると、網羅的ではないにしても、E C法の現在の問題の諸相が鮮明に立ち現れてきて、E C法研究の広がりや再認識される。E C法は、近時とくに注目され研究が進んでいる分野ではあるが、それ自体が新しいものであるのみならず、E Cの構成国ではないわが国ではとくに研究はまだ始まったばかりといっても過言ではないであろう。こうした研究状況に照らしても、本書がわが国のE C法研究に寄与するところは大きいと思われる。

E C法に関心を寄せる者に本書の精読をお薦めすると共に、慶

十

應E C法研究会の今後の活動の展開及び本書の統編の刊行を心から期待する。

(成文堂、一九九三年二月一日刊)

大濱しのぶ